

日建協 2025 年政策提言書

2025 年 4 月

日本建設産業職員労働組合協議会

はじめに

国土交通省（以下：国交省）におかれましては、日頃より建設産業の構造的な問題の改善、継続的な発展にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

私たち日本建設産業職員労働組合協議会（以下：日建協）は 1954 年の結成以来、以下理念のもと、日々活動しております。

- ・私たちは、建設産業を通じて社会に貢献する。
- ・私たちは、私たちの働く建設産業の健全な発展・魅力化をめざす。
- ・私たちは、働きがい生きがいある職場と、ゆとりと潤いある生活の実現をめざす。

日建協では、産業の魅力化や組合員の健康面の観点から、作業所における 4 週 8 閉所の推進、長時間労働の解消に重点をおいて活動しており、国交省の取り組みや各種施策とその思いは一致しているものと考えております。働く者にとって魅力ある産業になるために、建設産業に従事するすべての人が働きがいを感じられるよう、労働環境の改善に全力で取り組んでおります。

2024 年 4 月の時間外労働の上限規制の適用は、建設業従事者の働き方にとって大きな転換の契機となり、政労使が一体となって働き方改革を推進してきたことで、作業所の閉所状況及び時間外労働は着実に改善してきています。しかし、他産業と比較すると年間出勤日数及び年間実労働時間は依然高い水準にあります。

これらの状況を改善するためには、建設業全体の生産性向上とあわせて、中長期的な担い手の育成・確保が不可欠となります。技能労働者の処遇改善に加え、社会全体においても建設業が「地域の守り手」の役割を果たしていけるよう持続可能な建設業とするための理解醸成が必要と考えます。今現在、建設産業で働く者、これから建設産業を担う者にとって働きがいのある、魅力ある産業となるよう、引き続き監督官庁としての指導力及び実行力を発揮していただきたい項目を提言書としてまとめました。

本提言には、国交省が既に取り組みを進めている内容も含まれておりますが、労働組合として特にお願いしたい項目について記載いたしました。本提言に対しご理解をいただくとともに、実現にむけて前向きなご対応を宜しくお願い申し上げます。

目次

提言 1.	第三次・担い手 3 法の適正な運用にむけて	1
提言 2.	4 週 8 閉所 + α の実現にむけて	4
提言 3.	さらなる書類の簡素化にむけて	8
提言 4.	インフラ分野の業務効率化にむけて	10
提言 5.	建設産業の魅力向上にむけて	13
提言 6.	建設キャリアアップシステム (CCUS) のさらなる普及にむけて	15
提言 7.	働きやすい建設産業の実現にむけて	18
提言 8.	単身赴任者の帰宅旅費非課税化にむけて	20

※各グラフに出典の記載がないものはすべて 2024 年作業所アンケートからの引用です。

【提言1】第三次・担い手3法の適正な運用にむけて

- ・建設業従事者の長時間労働の常態化の解消にむけ、「工期に関する基準」に示されている適正な工期での契約の締結及び適切な工期変更ができるよう民間企業を含めた発注者へ強く働きかけをお願いします。
- ・著しく短い工期による請負契約締結の禁止について、継続的な調査及び指導をお願いします。

※昨年度より継続要望

2024年(令和6年)は、品確法と建設業法・入契法がいわゆる「第三次・担い手3法」により一体的に改正され、インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業が持続可能な産業となるよう官民一体で担い手確保・働き方改革に取り組んでいます。

作業所アンケートでは土木工事のうち、55.3%の作業所において工事着手の遅れが発生しており、「工事着手遅延の理由と工期延長」について集計したところ、「設計図書に示された施工条件との不一致とその対応」「用地未取得や他工事遅延による作業場所の引き渡し遅延」などの理由においても工期延長が認められなかった作業所がそれぞれ30.7%、18.6%ありました(図1-1,図1-2)。

一方、建築工事では47.3%の作業所で施工期間中において工程遅延が生じており、「天候不良、台風、地震などによる施工不能の発生」「設計図書の不備による手戻り、不備解消の協議」といった理由でもそれぞれ65.7%、66.7%もの作業所において工期が延長されていません(図1-3,図1-4)。これらの工事着手遅延・工程遅延に対しては、受注者のみで対応することはできず、2024年3月に改定された「工期に関する基準」における適正工期を確保できているとは言い難い状況です。

国交省におかれましては、様々な機会において周知をはかっているところですが、適正な工期での契約の締結及び適切な工期変更ができるよう民間企業を含めた発注者に対し、担い手3法の実効性確保にむけた継続的な調査・指導及び強い働きかけをお願いします。

また、発注者と受注者である建設業者がパートナーシップを構築し「工期に関する基準」における受発注者の責務を果たすため、また、第三次・担い手3法における受注者側の発注者への「おそれ情報」の通知義務を履行する際にも、情報の非対称性の改善は必須になります。発注時概算工程及びその算出根拠などの工事情報共有を、民間企業を含む発注者に働きかけをお願いします。

図1-1

工事開始予定日から工事着手の遅延はあったか

■ 土木 ■ 建築

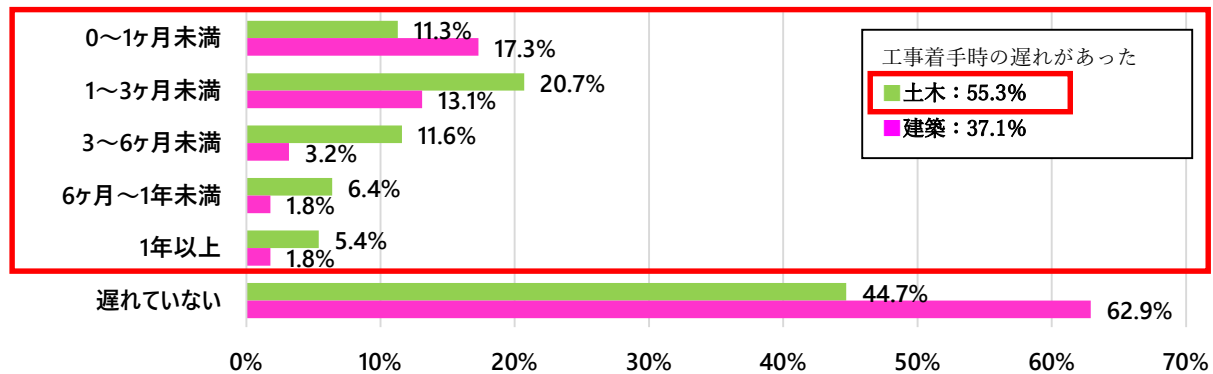


図1-2

工事着手遅延理由ごとの工期延長について（土木）

■ 延長された ■ 延長されなかった ■ 協議中

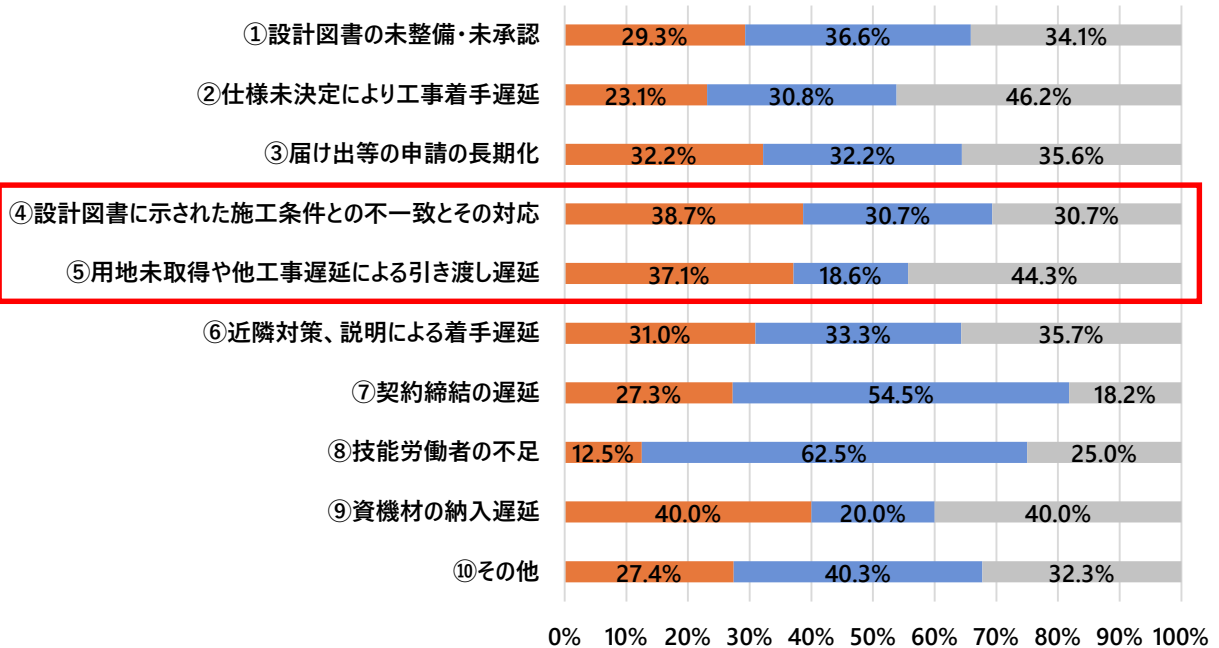


図1-3

施工期間中に工程の遅延はあったか

■ 土木 ■ 建築

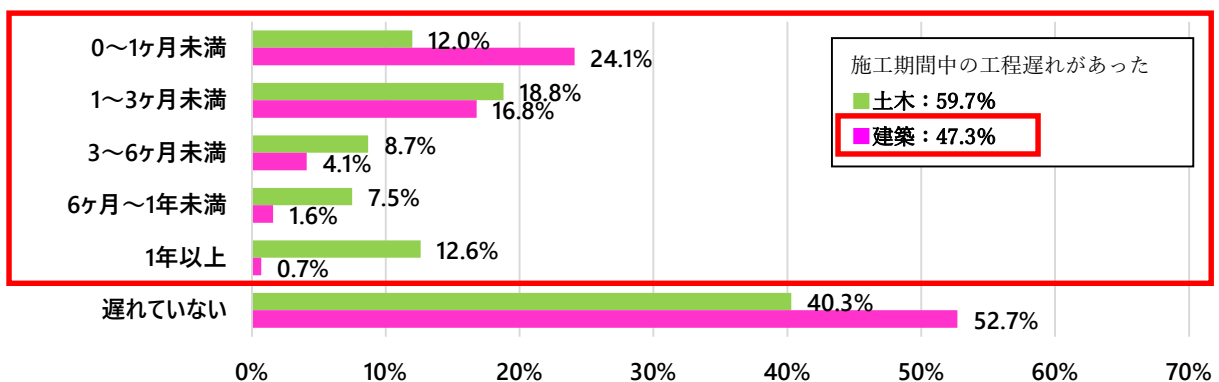
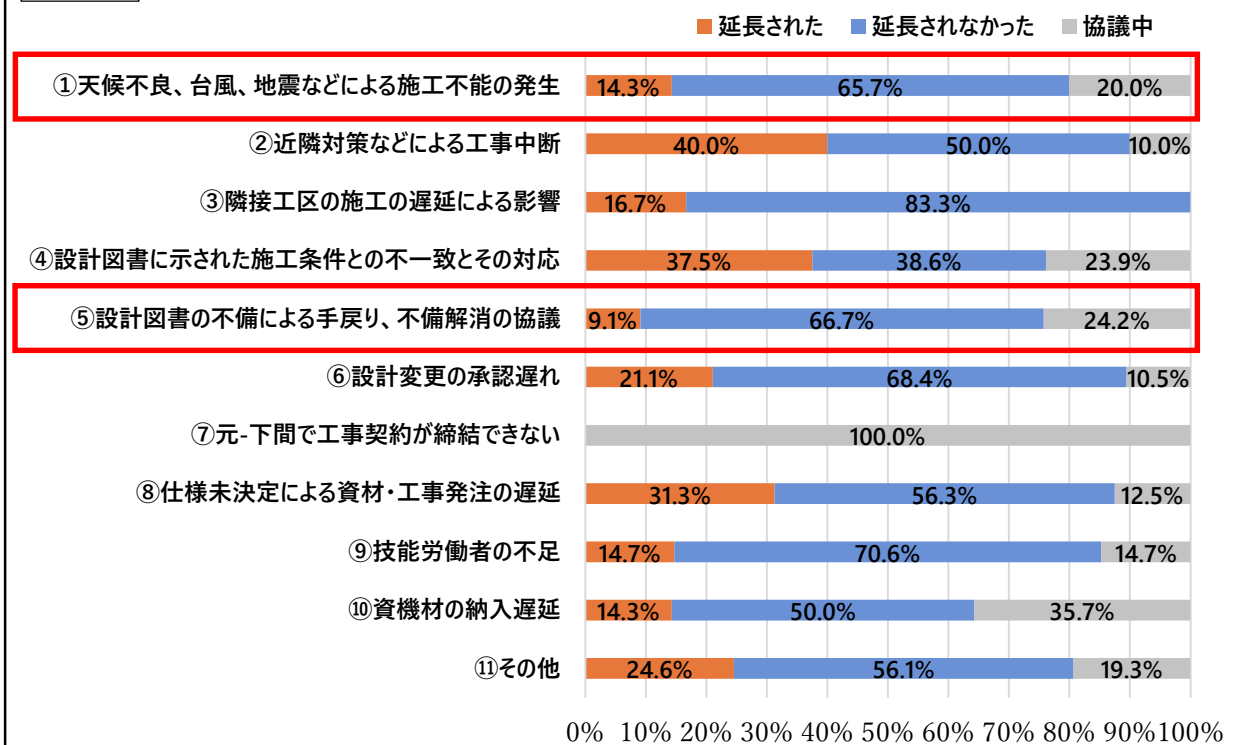


図1-4

施工期間中の遅延理由ごとの工期延長について（建築）



【組合員の声】（発注者／用途／回答者年齢）

・働き方改革において、官庁工事での理解は浸透してきているが民間工事では浸透していないと感じる。監督官庁として周知を続けてほしい。

（民間公益企業（道路）／道路（新設）／45歳～49歳）

・土木工事においては、緊急を求められることが多く、時間外労働の短縮は容易ではないため、追加工事及び設計変更工事が出た場合には適正な工期延伸等配慮願いたい。

（地方自治体（市町村・広域組合など）／ダム／45歳～49歳）

・発注者（民間発注者）が積算マニュアルや設計変更ガイドラインの制定を行っていない。文章で明確になっておらず、発注者の上層部の思想や今までの慣例で一方的に単価や金額が決定される。単価や歩掛が独自のものになっており、受注者との見積合わせ時において合致しない場合が多く、積算体系を共有して頂きたい。

（民間公益企業（鉄道）／リニア関連／55歳～59歳）

【提言2】4週8閉所+αの実現に向けて

- ・月単位の週休2日プラス祝日の休日取得が実現できるよう、祝日の閉所を考慮した工期設定での工事発注をお願いします。

国交省直轄土木工事において、2025年度（令和7年度）は完全週休2日（土日）の実現等の多様な働き方を支援する取り組みの実施や、猛暑日を考慮した工期設定などの建設業の働き方改革を後押しする様々な取り組みに感謝いたします。作業所アンケートではひと月（例年9月）の閉所及び休日取得状況について確認していますが、対象月における土日（合計9日）相当の9閉所以上できた作業所は、土木工事では67.1%、建築工事では46.8%、また、対象月における休日を9日以上取得できた割合は、土木工事では71.8%、建築工事では54.0%という結果で、時間外労働の上限規制が建設業に適用されたことを背景に建設業の働き方改革が進展しました（図2-1,図2-2）。一方で、祝日の閉所状況に目をむけると土木で50.1%、建築で50.5%の作業所において祝日は全く閉所ができていないという結果になりました（図2-3）。

厚生労働省・毎月勤労統計調査における2023年産業別年間総実労働時間では、製造業と比較し年間で71.3時間多く労働、総出勤日数でも6.7日多く出勤しており、他産業と比べ長時間労働が常態化しており、建設業における将来の担い手確保のためにも働き方改革の進展が急務です（図2-4,図2-5）。日建協の調査では、過労死ラインと言われる80時間以上の残業をした組合員において、実労働時間と申告時間の乖離の割合が、昨年調査と比べて悪化しています。

建設業従事者の労働条件改善に向けて、「工期に関する基準」に記述のある「公共工事に従事する者の休日」が確実に取得できるよう公共発注においては、規範を示していただき、地方自治体や民間発注の建設作業所でも月単位の週休2日+αが実現できるよう働きかけをお願いします。

【参考】「工期に関する基準」より

（3）建設工事の請負契約及び工期に関する考え方-

（ii）公共工事における基本的な考え方

-工期の設定について（発注者の責務として、適切に考慮する事項）

・公共工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）

- ・建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調達、現地調査、現場事務所の設置等の準備期間
- ・工事完成後の自主検査、清掃等を含む後片付け期間
- ・降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数
- ・用地取得や建築確認、道路管理者との調整等、工事着手前に発注者が対応すべき事項がある場合には、その手続に要する期間
- ・過去の同種類似工事において当初の見込みよりも長い工期を要した実績が多いと認められる場合には、当該工期の実績

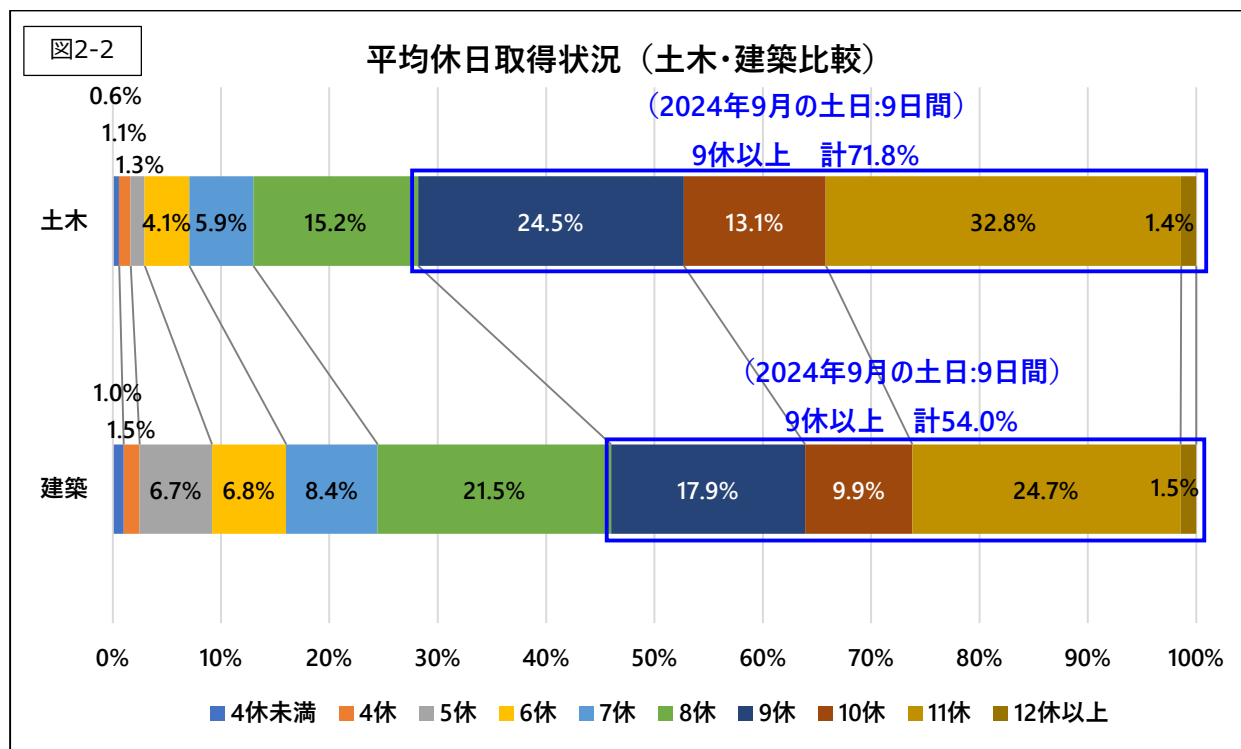
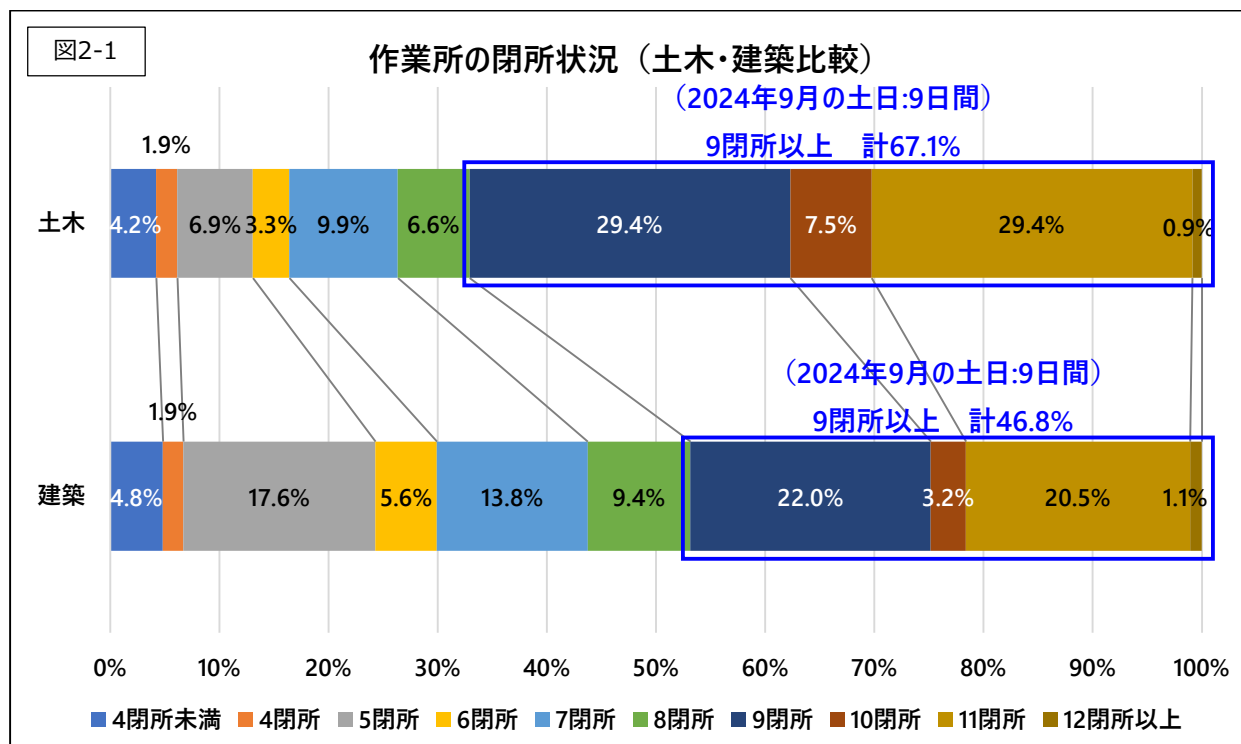
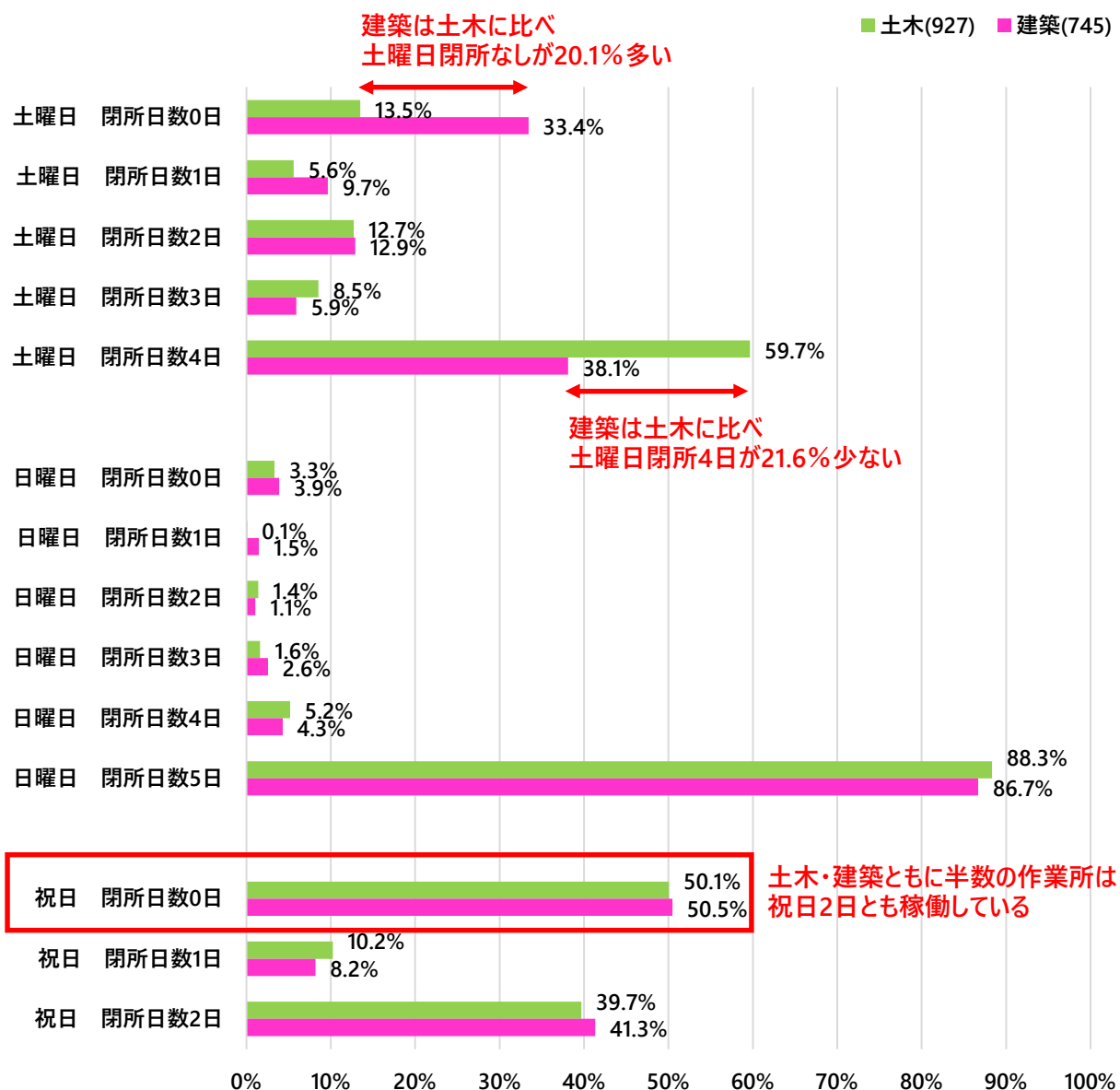
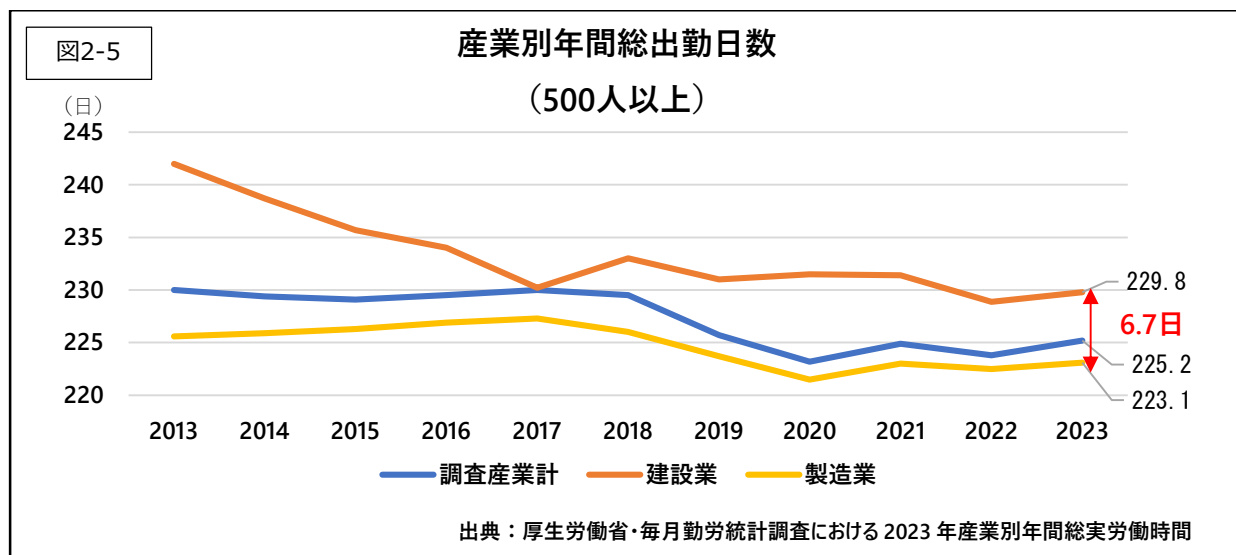
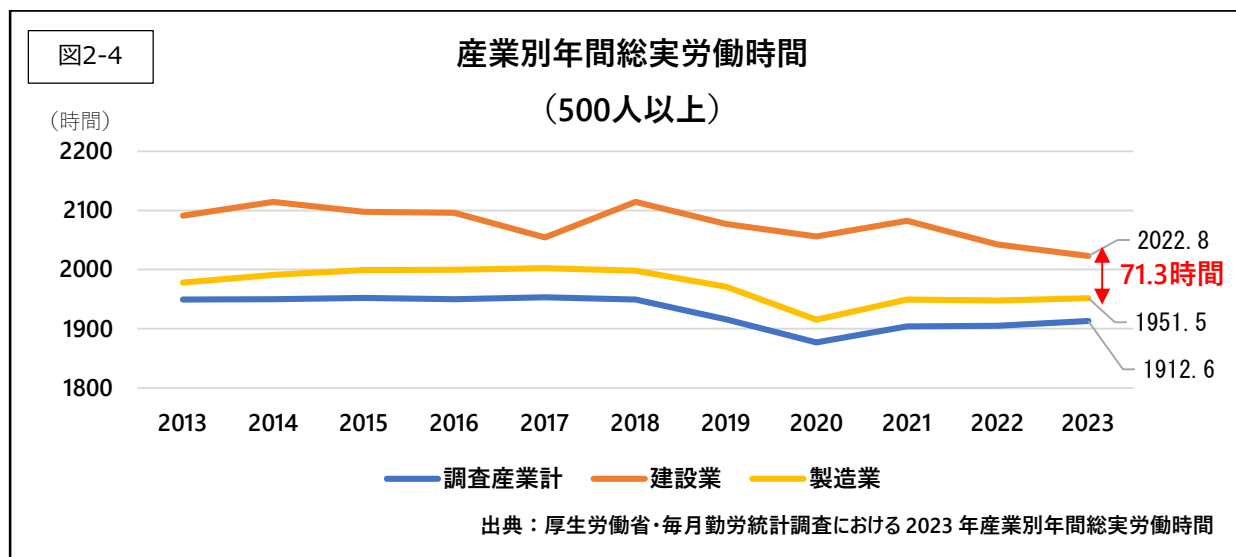


図2-3

土・日・祝日別 閉所状況（土木・建築作業所）

■ 土木(927) ■ 建築(745)





【組合員の声】（発注者／用途／回答者年齢）

- ・発注時の設計図書に現地調査不足・打合せ不足による不備が多くあるうえ、設計図書の修正を受注者に求められる場合がある。契約工期で着工ができず手待ちになる期間については、設計変更による工期延伸とそれに要した経費を承認するようにしてほしい。

（国土交通省（北海道開発局）／ 農業・河川／ 40～44 歳）

- ・国土交通省は時間外労働の上限規制に対して理解が進んでいるが、民間発注者では理解が進んでいないため、いまだに長時間の残業で対応している現場がある。

（国土交通省（関東地方整備局）／ 農業・河川／ 40～44 歳）

- ・配置される技術者だけでなく、クレーン、ポンプ車、ダンプ等の労務にかかわる人々の時間外労働を考慮した施工歩掛りの早期改善が必要。

（国土交通省（関東地方整備局）／ 農業・河川／ 40 歳～44 歳）

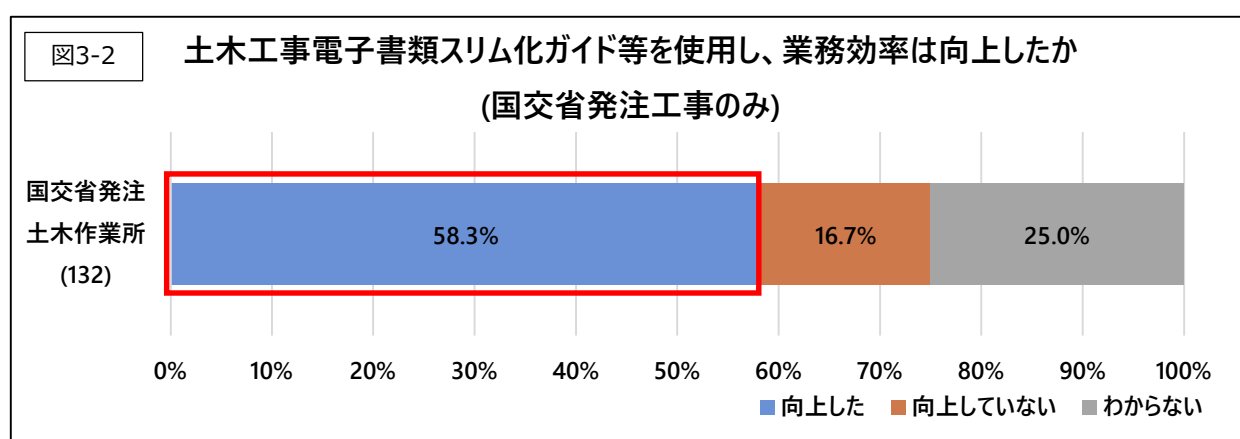
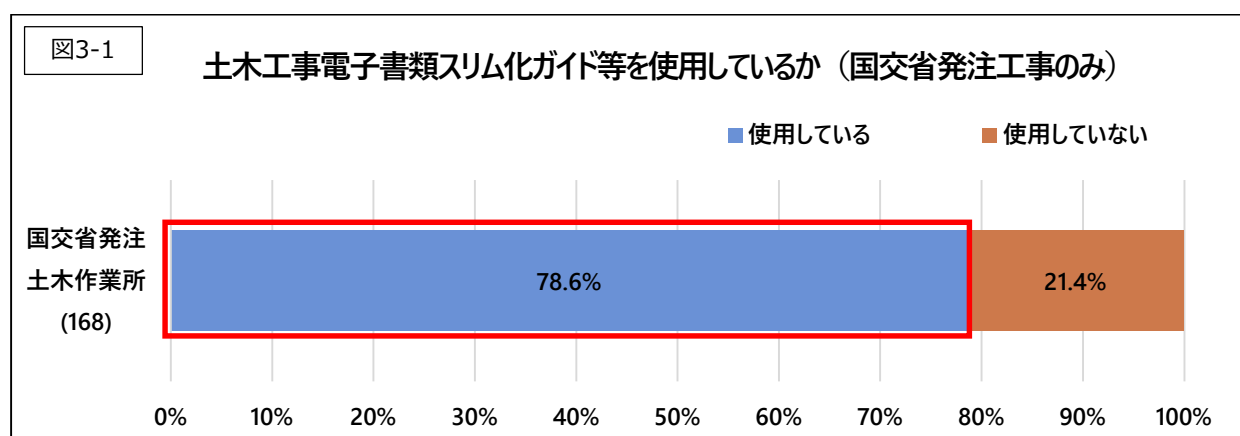
【提言3】さらなる書類の簡素化にむけて

- ・工事書類のスリム化のさらなる普及と実効性の向上をお願いします。 ※昨年度より継続要望

国交省におかれましては、2021年（令和3年）より「検査書類限定型工事」を実施され、2024年（令和6年）にはこれまでの結果を踏まえ、より一層の検査の効率化を図るため「書類限定検査」の原則実施を標準として導入されています。また、各地方整備局において、受発注者双方の働き方改革の推進を目的とした「土木工事電子書類スリム化ガイド」等のガイドラインを独自に策定され、運用していただいております。これらの施策は、現場技術者の長時間労働の大きな要因である書類作成業務の負担軽減に大きな効果があると期待しており、感謝しております。

また、同様のガイドライン策定の取り組みは、国交省港湾局や都道府県などの官公庁をはじめ独立行政法人であるJR TTやNEXCO3社などの民間企業の発注者にも広がりを見せており、工事の円滑化、働き方改革の効果的な波及が期待されます。

国交省発注土木工事において78.6%の作業所が「土木工事電子書類スリム化ガイド」等を使用していると回答しましたが、組合員からは、「ICT計測技術の導入に伴い、出来形管理において、3次元出来形データと従来の出来形管理の両方の提出を求められる場合がある」といった声があるなど、「業務効率が向上した」と回答した作業所の割合は58.3%にとどまりました（図3-1、図3-2）。これらのガイドラインの内容は受発注者ともに働き方の改善に大きく寄与すると期待されますので、さらなる普及拡大をお願いします。また、書類削減の取り組みが官公庁・民間発注者に浸透し、効果的に運用されるようお願いいたします。



【組合員の声】（発注者／用途／回答者年齢）

- ・スリム化ガイドのおかげで本当に必要な書類のみを作成できるようになり、業務効率は向上した。一方、上司への報告資料として別途作成を求める発注者もいるため、項目によっては業務効率が進んでいない場合がある。

（国土交通省（関東地方整備局）　／　道路(新設)　／　35 歳～39 歳）

- ・ASP（情報共有システム）が一般的となり、業務時間の短縮、稟議が早くなっている。

（国土交通省（九州地方整備局）　／　道路(新設)　／　55 歳～59 歳）

【提言 4】 インフラ分野の業務効率化にむけて

- ・ i-Construction 2.0 の実現にむけて BIM/CIM の利用・活用拡大の取り組みをお願いします。
- ・ PCa 化などの省人化施工の普及・拡大や補助を実施し、省人化・省力化の取り組みの推進をお願いします。

※昨年度より継続要望

第三次・担い手 3 法では、特定建設業者・公共工事受注者の I C T 活用による現場管理を努力義務化、あわせて国交省におかれましては 2040 年までに少なくとも省人化 3 割、生産性 1.5 倍を目指す i-Construction2.0 の取り組みが進められています。

しかしながら、作業所アンケートでは作業所で BIM/CIM を導入している割合は少しずつ増えてきているものの土木で 34.3%、建築で 44.4%と十分に普及しているとは言い難い状況です（図 4-1）。BIM/CIM を導入していない理由として「導入する必要性がない」「（作業所に）BIM/CIM を扱える人材がない」が多くあげられております（図 4-2）。それぞれの作業所においては、導入の必要性がなくとも、i-Construction2.0 にある「施工」「データ連携」「施工管理」のオートメーション化の実現に向けて建設産業全体で BIM/CIM の利活用の機会の拡大に取り組む必要があり、施工者側の認識も変えていかなければなりません。また、加盟組合企業において BIM/CIM を扱える技術者は、本社や支店の DX 部署等に配置されていることが多く、作業所アンケートによると作業所における BIM/CIM のモデルを作成（編集）できる職員数は、土木工事、建築工事ともに「0 人」「1 人」と回答した作業所が大半でした（図 4-3）。BIM/CIM の社会実装の拡大には、受発注者ともに人材の育成が不可欠であり、研修や講習会などの能力開発の機会のさらなる充実や中小事業者向けの補助金の交付対象プロジェクトの範囲拡大をお願いします。

また、第三次・担い手 3 法のうち、「持続可能な建設業に向け、働き方改革に加え、新技術の活用によるさらなる生産性向上が急務」であることを背景に、品確法・第 7 条（発注者等の責務）において、価格だけではなく生産性なども考慮し「必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること」とあります。PCa 化などの省人化施工の普及拡大のため、生産性の高い技術の導入が価格によって妨げられないよう、取り組みを進めていただきますようお願いします。

図4-1

作業所でBIM/CIMを導入しているか

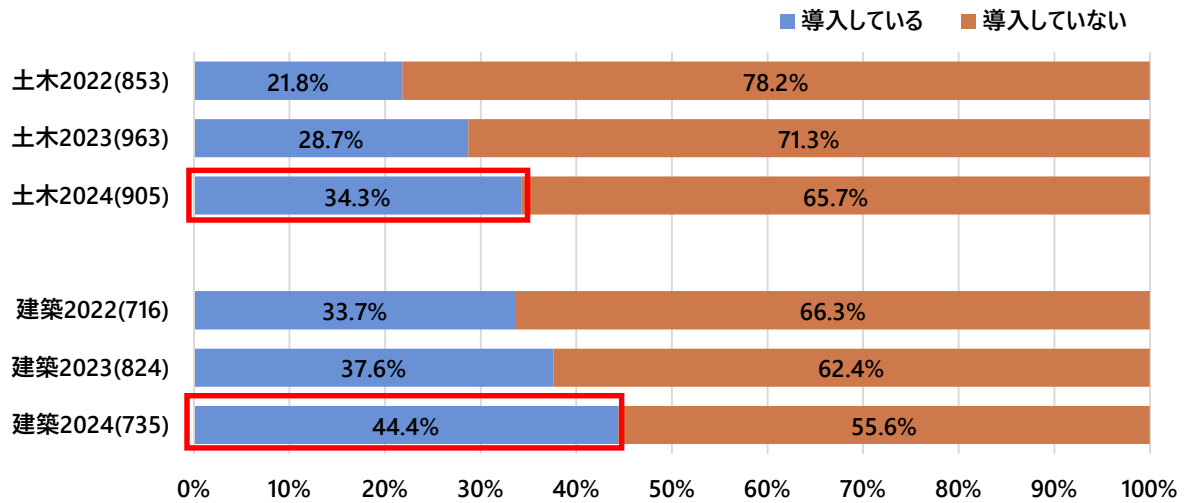


図4-2

BIM/CIMを導入していない理由(複数回答)

■ 土木(566) ■ 建築(401)

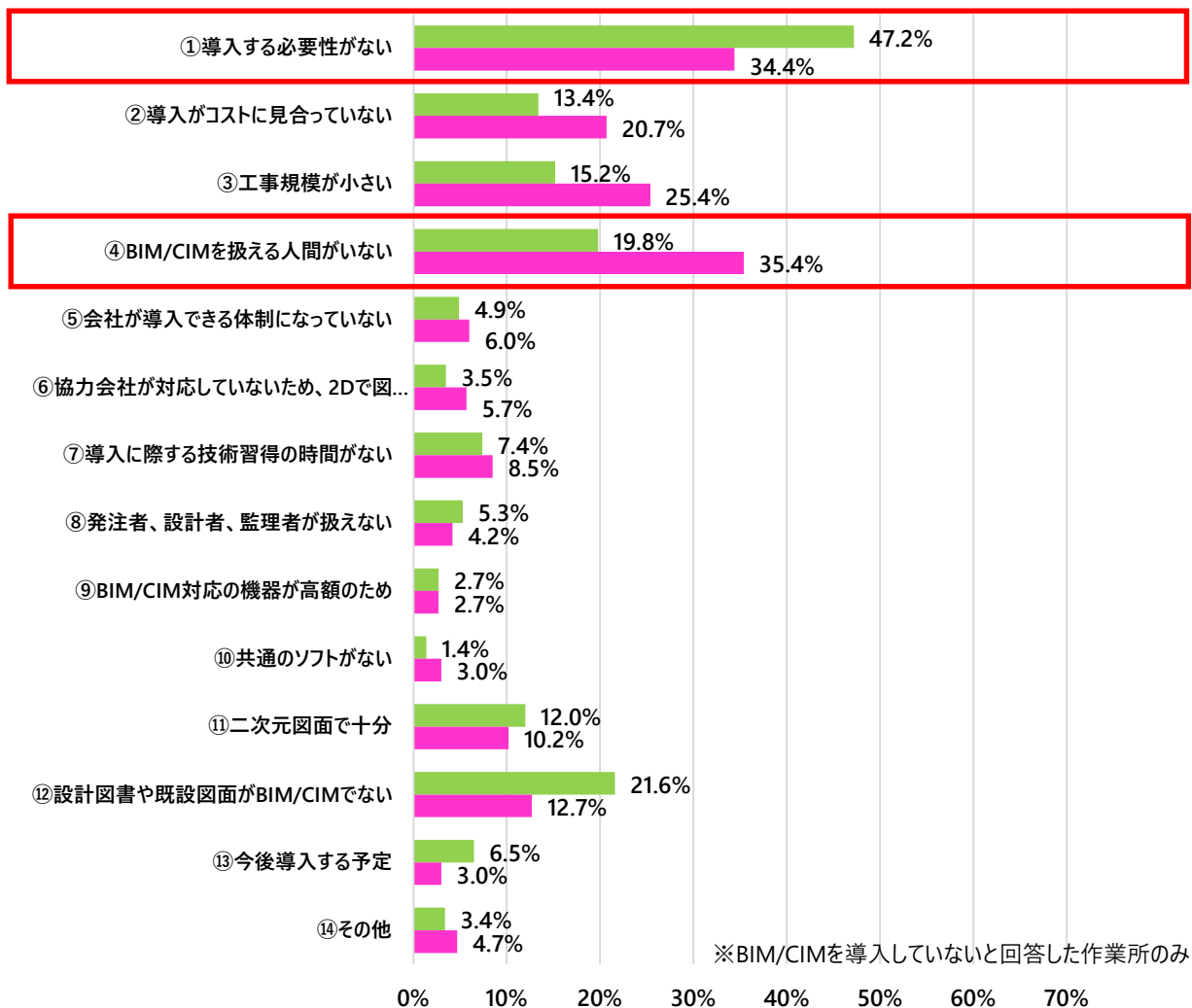
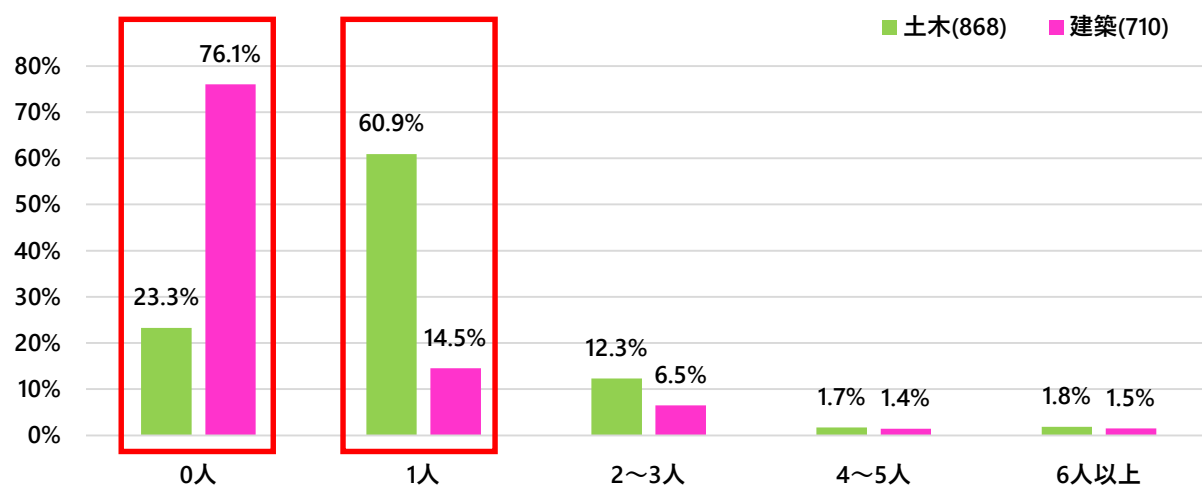


図4-3

各作業所におけるBIM/CIMを扱える職員数（土木・建築）

※モデルを作成（編集）することができる職員



【組合員の声】（発注者／用途／回答者年齢）

- ・間違いなくどの産業でも人材不足となる。建設業での人材不足解消にむけて外国人労働者や ICT に頼る部分が大きくなると感じる。コストが増大になるが PCa などの施工効率化や簡素化が必要になる。

（民間企業(製造業) / 工場・生産施設 / 40 歳～44 歳）

- ・生産性向上に向けた取り組みにはある程度のコストがかかるため、国からの助成が無ければ建設業全体が積極的に活用できないと考える。

（国土交通省（関東地方整備局） / 道路(新設) / 35 歳～39 歳）

【提言5】建設産業の魅力向上にむけて

- ・将来の建設産業の担い手確保にむけ、積極的な建設業の魅力発信をお願いします。
- ・建設業の魅力向上にむけ総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置の継続など建設業の処遇改善の環境づくりをお願いします。

国交省資料にある「建設業従事者数と全産業に占める割合の推移」のグラフにある建設業従事者割合は、1996年（平成8年）の10.4%から年々減少し、担い手の不足と高齢化が進んでおります（図5-1、図5-2）。日建協加盟組合の会社との意見交換の際にも、新卒・中途採用、派遣社員のいずれも人材確保が難しくなっているとの声が多く聞こえます。

作業所アンケートにおいて、担い手確保の広報活動について、土木作業所の91.0%、建築作業所の96.3%が「十分でないと感じる」、土木作業所の64.5%、建築作業所の69.6%が「見たことがない」と回答がありました（図5-3、図5-4）。近年では、土木・建築系学科出身でない技能者・技術者が建設産業で活躍しておりますが、建設産業に魅力を感じ、より多くの人に志向してもらうことが担い手確保において重要だと考えています。国交省におかれましては、品確法・第31条(国民の関心及び理解の増進)にあるように、建設業の魅力を、各媒体を通じて発信いただき、多くの国民の関心が高まり、担い手確保が進むよう取り組みをお願いいたします。

あわせて第三次・担い手3法にある技能労働者への労務費の確保と行き渡りのための適切な価格転嫁とともに、総合評価落札方式における加点措置の継続など、建設技術者の処遇改善にむけた環境づくりをお願いいたします。

図5-1

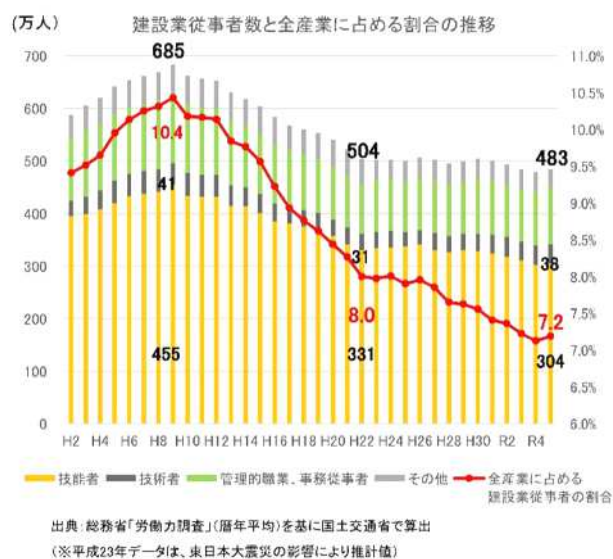
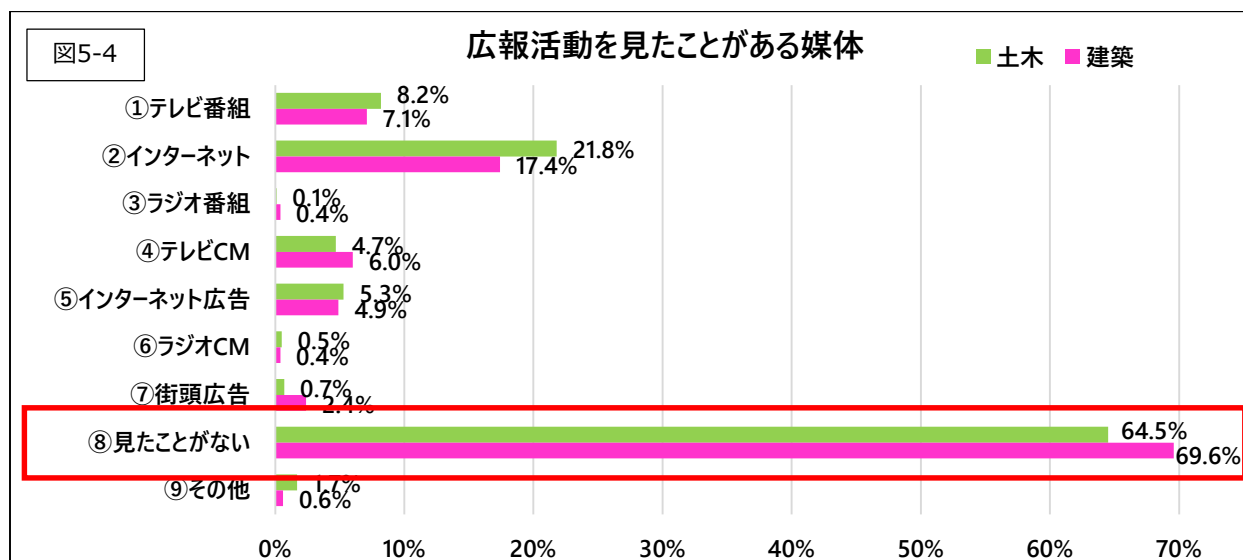
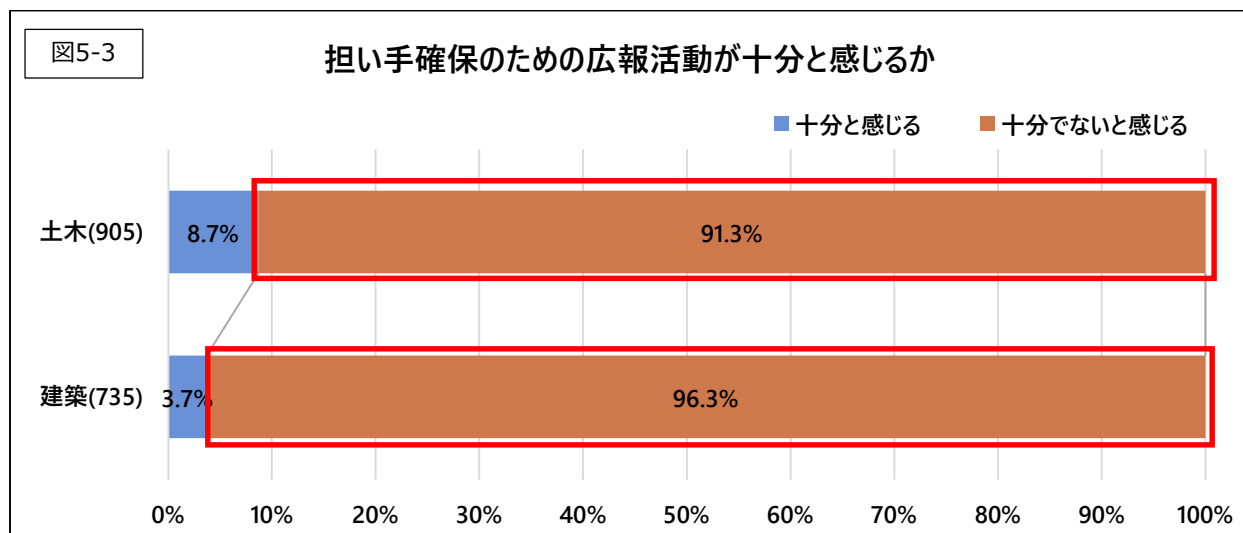


図5-2





【組合員の声】（発注者／用途／回答者年齢）

- ・建設業に従事している労働者及び現場技術者も含め高齢化が顕著であり、技術を継承していく若手人材不足や離職が多く、建設業に魅力を感じない人が多い。公共工事を行っても、周囲から不平は聞くが感謝された事がない。建設従事者が働きやすい環境づくりを率先して行っていただきたい。

（地方自治体(県・政令市) / 土地造成 / 55歳～59歳）

- ・担い手確保には、発注者受注者が一体となり、建設業の魅力（カッコいい、好待遇、賃金など）を発信と職場の環境改善などにコストをかけても取り組む必要があると感じる。

（鉄道建設運輸施設整備支援機構 / 鉄道(新設) / 55歳～59歳）

- ・労務費を上げて魅力的な環境にしていかなないと、ますます担い手不足が進むと感じる。

（地方自治体(県・政令市) / 道路(新設) / 60歳以上）

【提言6】建設キャリアアップシステム（CCUS）のさらなる普及にむけて

- ・CCUS のさらなる普及にむけて、メリットの拡充及び利便性の向上にむけたシステムの充実をお願いします。

※昨年度より継続要望

建設産業の持続的発展には、建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）のさらなる普及、定着が欠かせないものと考えております。国交省においては、技能者の能力評価や処遇改善をはじめ、CCUS の普及拡大にむけて様々な取り組みを行われていることに感謝いたします。

作業所アンケートでは、「CCUS に対する技能労働者の意見」において、土木工事で 52.3%、建築工事で 60.1%、「自身へのメリットを感じない」と答えております（図 6-1）。また、「CCUS の普及に必要だと思うこと」を聞いたところ、土木工事 43.6%、建築工事 48.9%の作業所が「メリット、利便性の広報活動強化」と答えており、今後もさらなる普及活動が必要だと感じております（図 6-2）。国交省におかれましては、建設技能者の能力評価制度に取り組んだ者に対し、CCUS 利用者の最大のメリットとなる適正な賃金が支払われるよう、制度利用に関するビジョンと労務費を明示いただき、処遇改善及び担い手確保にむけた取り組みを推進いただきますようお願いいたします。また、レベル判定の根拠となる就労履歴の蓄積が可能となるよう「詳細型技能者登録」の推進及び就労履歴数が増えるように、さらなる普及拡大にむけ働きかけの継続をお願いいたします。

2024 年(令和 6 年)11 月に建設キャリアアップシステム登録技能者向けスマートフォンアプリ「建キャリア」がリリースされ、利便性の向上が進むなか、国交省におかれましては、CCUS がこれまでの労務管理ソフトのハブになり、就労履歴の管理や各種資格者証の一体化ができるよう、さらなる利便性の向上にむけた法整備、地方自治体、民間発注者及び建設業者への働きかけをお願いします。

図6-1

CCUSに対する技能労働者の意見

■ 土木 ■ 建築

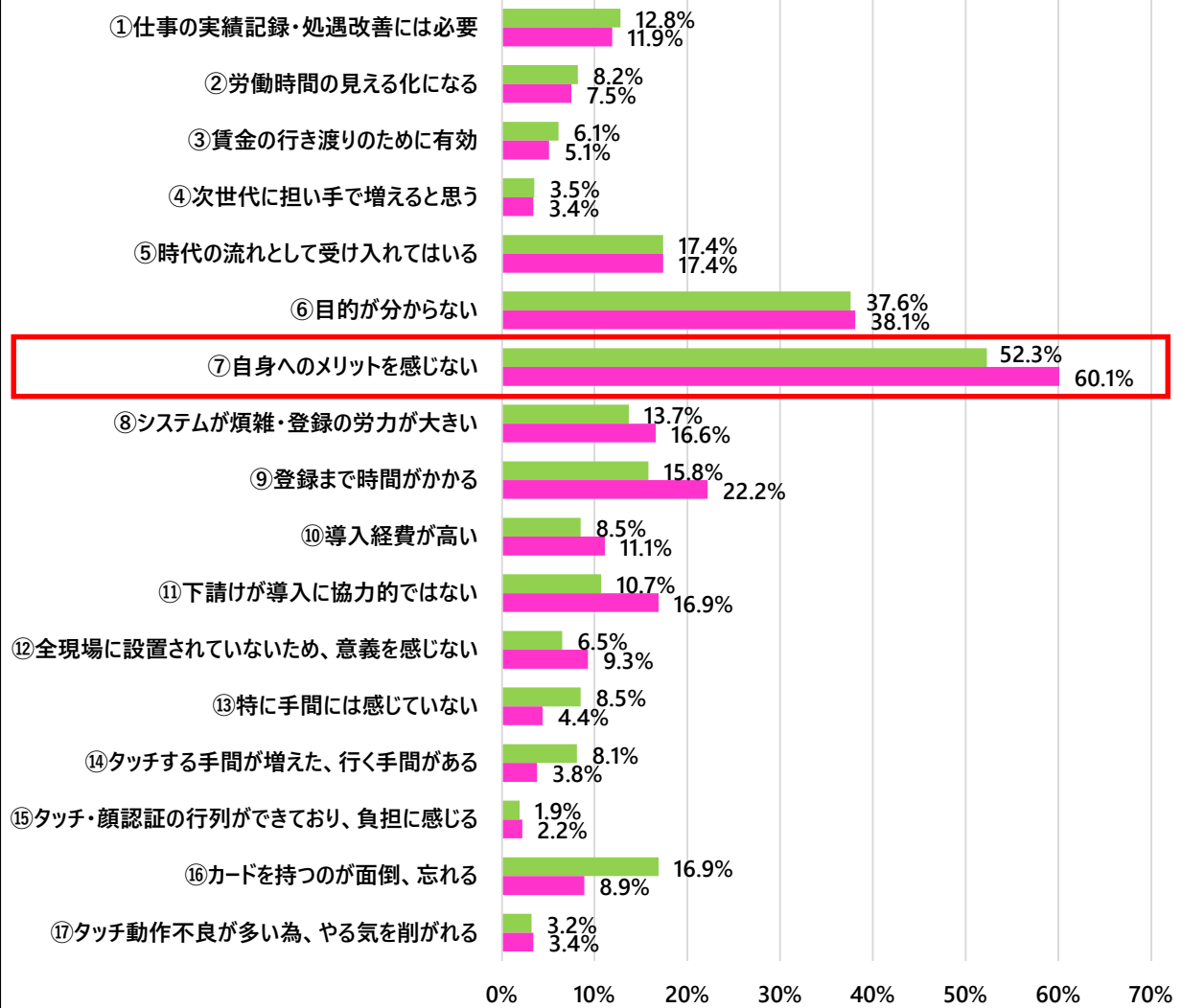
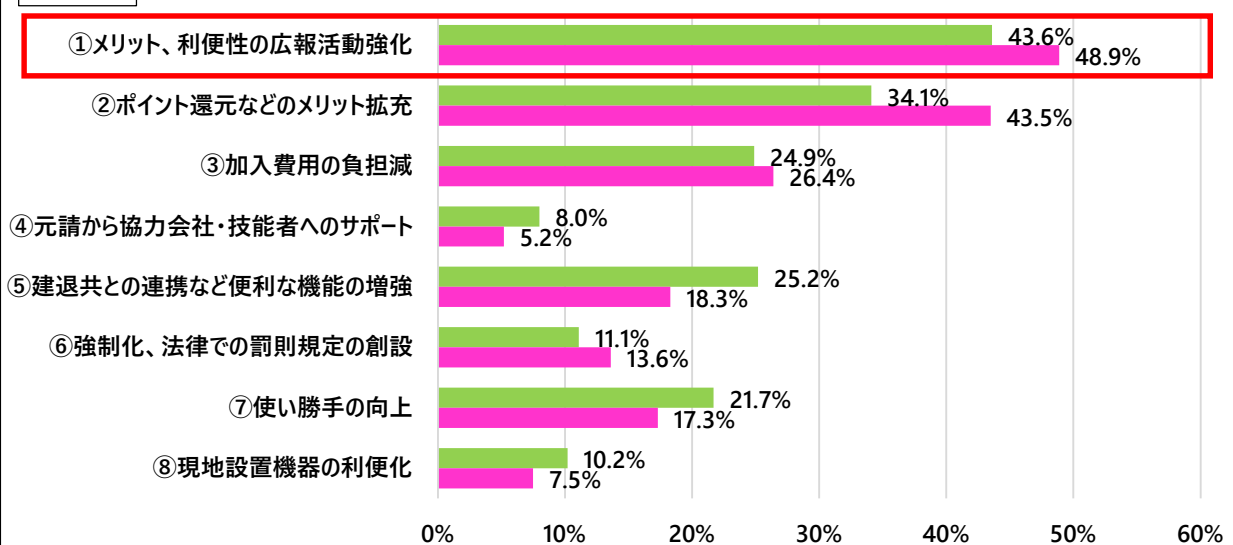


図6-2

CCUSの普及に必要なと思うこと

■ 土木 ■ 建築



【組合員の声】（発注者／用途／回答者年齢）

- ・ CCUS をすることで自分にどんなメリットがあるか理解していないなど、制度を理解できていない技能者が多数いる。

（国土交通省（九州地方整備局） ／ 農業・河川 ／ 40 歳～44 歳）

- ・ CCUS 登録を義務化しているが、利用者が利点を感じられない。出面への反映や建退共との連携など、日々の集計などの業務簡素化が期待できる。導入から 5 年以上経過している中でも改善がなかなか進んでおらず、普及が頭打ちになっていると感じる。

（国土交通省（四国地方整備局） ／ その他 ／ 29 歳以下）

- ・ 僻地で工事をしているが、地方の協力会社（小企業）では CCUS が導入できないことが多い。

（民間公益企業（電力） ／ 電力・エネルギー施設 ／ 50 歳～54 歳）

【提言 7】働きやすい建設産業の実現に向けて

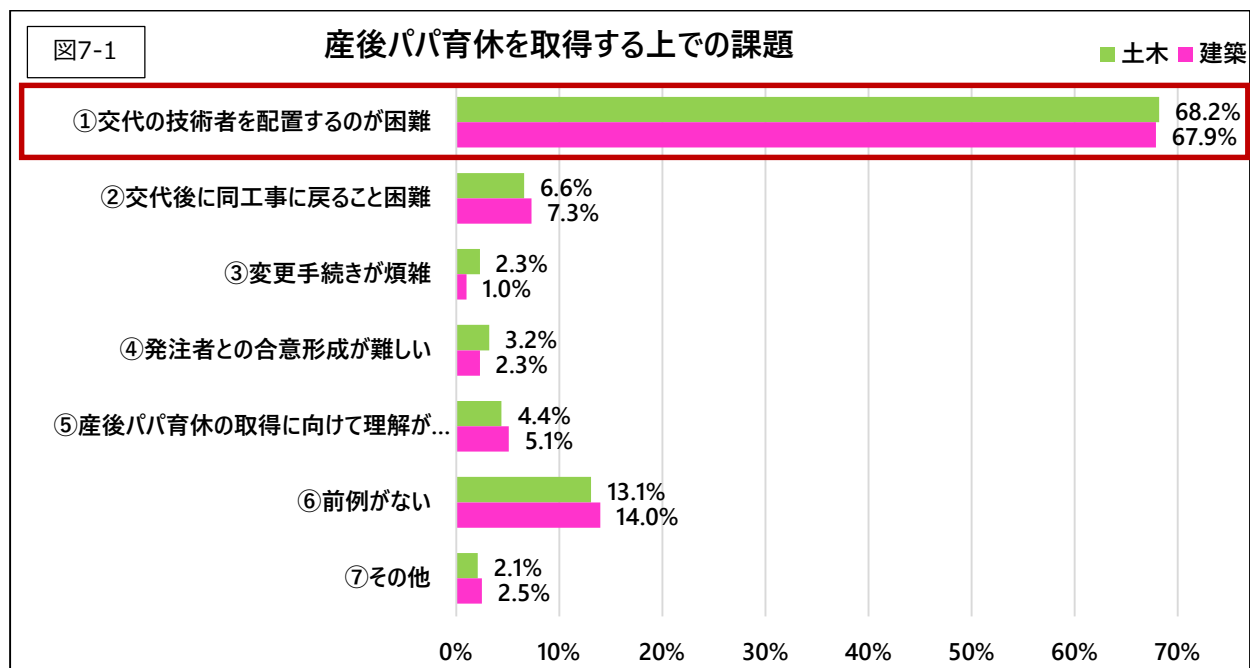
- ・監理技術者等が産後パパ育休（出生時育児休業）を取得できるように監理技術者制度運用マニュアルの柔軟な運用をお願いします。
- ・改正育児・介護休業法及び次世代育成支援推進法が適切に活用できるよう、監理技術者制度運用マニュアルの見直しをお願いします。

※昨年度より継続要望

国交省においては、2025 年（令和 7 年）に「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」を改定し、女性活躍の推進にむけた取り組みをされていますが、これからの建設産業を性別問わず誰もが働きやすい産業とするためには、男女が家事・育児へ共同して参画することが重要であり、意識改革と理解の促進は不可欠だと考えております。作業所アンケートでは、監理技術者、主任技術者が産後パパ育休（出生時育児休業）を取得するうえでの課題を聞いておりますが、土木工事、建築工事ともに 6 割強の作業所が「交代の技術者を配置するのが困難」と答えております（図 7-1）。監理技術者制度運用マニュアルの「三．（1）工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方」の④に準じて、現場において柔軟な運用できるよう働きかけをお願いします。

また、監理技術者等が育児・介護休暇を取得するにあたり、「監理技術者制度運用マニュアル」においては、監理技術者等の途中交代の条件として「監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合」と記載されており、「出産・育児・介護」の場合の監理技術者の交代に関しては認められていますが、復帰に関しての規定が明確ではなく育児・介護休業制度を利用しづらい実情もあります。産後パパ育休の取得だけでなく、育児・介護休業制度の利用や女性技術者の産後復帰が選択肢となるよう、有期の交代が可能となるなどの見直しをお願いします。

2024 年(令和 6 年)5 月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正され、2025 年 5 月から段階的に施行されます。本改正では男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化が明記されております。建設業においても仕事と育児・介護を両立できるよう育児・介護休業法に準じた「監理技術者制度運用マニュアル」の見直しをお願いします。



【組合員の声】（発注者／用途／回答者年齢）

- ・ 時間外労働削減の為、生産性向上を図っていく時代の流れは非常に良いことだと思う。産後パパ育休については、現場の人員配置(少人数)等により、取得しづらい雰囲気はまだある。

（農林水産省 / 農業・河川 / 40 歳～44 歳）

【提言 8】 単身赴任者の帰宅旅費の非課税化にむけて

- ・国土の守り手として、業務遂行のため単身赴任をしている組合員の処遇改善にむけて、所轄官庁として帰宅旅費非課税化にむけて力添えをお願いします。

※昨年度より継続要望

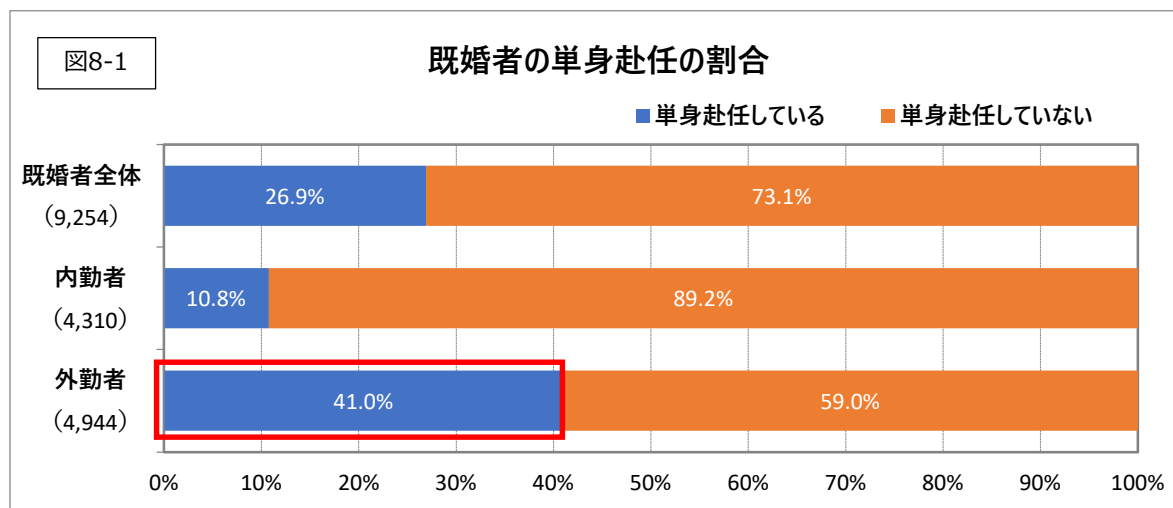
日建協加盟組合員を対象にした調査によると、外勤をしている既婚者のうち、41.0%が単身赴任をしています（図 8-1）。単身赴任者の帰宅旅費が課税対象である件については、2025 年 2 月 12 日の通常国会の財務金融委員会でも取り上げられました。多くの企業で単身赴任先から自宅に帰るための帰宅旅費を回数の上限を設けて支給していますが、実費弁償の性格を有しながら、出張旅費や通勤費とは異なり、業務遂行のためにもかかわらず給与所得として所得税及び地方税の課税対象となります。そのため、単身赴任をしている組合員からは「帰宅旅費が課税対象のため、税負担が増え、実質収入が減り、家計の負担が大きい」「単身赴任先が遠いほど実収入が目減りするの是不公平である」などという声が多く聞かれます。

建設業は現地一品生産という特性上、ダムやトンネル工事など家族帯同で赴任できない遠隔地の作業所に従事する場合があります。さらに、多くの工事では、監理技術者の有資格者及び同種工事の実務経験者を専任で配置する必要があり、要件に該当する技術者を単身赴任で配置せざるを得ない状況にあります。

建設業従事者は、社会資本整備の要であり、国民生活の経済・安全・安心を支える国土の守り手として気概を持って全国各地で勤務しています。また、近年各地で発生している地震や台風などの災害復興関連工事で単身赴任している組合員も少なくありません。

月単位での週休 2 日工事などの施策の充実に伴い、作業所においても週休 2 日の取得が進んでおり、帰宅旅費の支給回数を月に 2 回までから 3 回、4 回までと引き上げる企業も増えてきました。しかしながら、帰宅旅費支給に伴い、所得税、住民税の税負担増加が組合員の生活を圧迫するため、休日は家族と貴重な時間を過ごしたいと思っけていても帰宅を躊躇・断念する者もいます。

休日の質の向上、担い手の確保、ひいては建設業の魅力向上の観点からも、安心して家族のもとへ帰ることができるように、帰宅旅費の非課税化についてご理解とお力添えをお願いします。



日建協 2024 時短アンケートより

参考データ

- ・2024 年土木作業所アンケート

- ・2024 年建築作業所アンケート

調査対象：日建協加盟組合企業の作業所

回 答 数：土木 927 作業所（うち国交省発注 171 作業所）

建築 745 作業所（うち国交省発注 7 作業所）

調査対象期間：2024 年 9 月 1 日～2024 年 9 月 30 日

調査実施期間：2024 年 10 月 31 日～2024 年 12 月 6 日

- ・2024 時短アンケート

調査対象：日建協加盟組合員

回 答 数：18,194 人

調査時期：2024 年 11 月